

佐賀県知事等の給与の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 25 年 6 月 27 日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第 34 号

佐賀県知事等の給与の特例に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐賀県知事等の給与の特例に関する条例(平成 25 年佐賀県条例第 44 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(知事が別に定める職員)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の表及び第 3 条第 1 項の表に規定する知事が別に定める職員は、技師の職にある職員とする。

附 則

この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。